

早川町・身延町・南部町医療事務組合

指定管理者の募集について【概要版】

1. 指定管理制度導入の趣旨

峡南南部地域において、地域医療を取り巻く厳しい現状を開拓するため、「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、将来にわたり安定的かつ継続的に医療を提供する体制の確立を目指し協議を進めてきた。

その結果、令和9年4月を目途に現状の身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を指定管理者制度を導入した公設民営として、1病院3診療所に再編することとした。

組合においては、「住民の皆様がいつまでも安心して医療を受けることができる」ように、安定した医療提供体制を構築するとともに、施設の運営について効率的な経営に最大限努めることを目的に指定管理者制度を導入する。

2. 対象施設

- (1) 公益財団法人身延山病院
- (2) 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院
- (3) 南部町国民健康保険診療所
- (4) 南部町万沢診療所

3. 指定管理期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までを医療再編による医療提供体制を円滑に構築するための準備期間とする。)

4. 主な募集の内容

令和9年4月を目途に身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を1病院3診療所に再編のうえ、将来にわたり安定的かつ継続的な医療提供体制を構築し、効率的な経営に最大限努め、現有施設や人材を有効活用した提案とする。

- (1) 病院・診療所における診療等に関する業務

- ① 診療科

- 現行の診療科を踏まえ、峡南南部地域にとって必要な医療を指定管理者の申請において提案し、それを受け協議する。

- ② 政策的医療
 - ・救急医療の確保
 - ・感染症医療への対応
 - ・災害時医療への対応
 - ・べき地医療の実施
- ③ 介護保険事業

(2) 利用料金収入

診療報酬等施設の利用に係る料金は指定管理者の収入とする。

(3) 指定管理料

政策的医療の実施や安定的かつ継続的な医療を提供するための費用等、組合が負担することが適切とする額を指定管理者に支払う。

各年度の指定管理料は、地方交付税措置を参考に物価高騰、人件費及び職員確保の動向等を踏まえ、年度協定により定める。

※地方交付税措置：公立病院等による救急医療の確保、不採算地区病院の運営、リハビリテーション医療の実施など、地域に必要な医療を政策的に提供している経費について、国において地方交付税により措置している。

(4) 職員の待遇等

現在の病院・診療所等の職員のうち引き続き再就職を希望する職員について採用するように努めるとともに、待遇については協議する。

5. 指定管理者の申請及び選定スケジュール

項目	日 程
① 募集期間	令和 7 年 12 月 2 日（火） ～令和 8 年 1 月 20 日（火）
② 現地説明会	令和 7 年 12 月 11 日（木）
③ 質問の受付期間	令和 7 年 12 月 2 日（火） ～ 12 月 16 日（火）
④ 質問への回答日	令和 7 年 12 月 23 日（火）
⑤ 申請書類の審査	令和 8 年 1 月 21 日（水）
⑥ 指定管理者選定委員会の開催	令和 8 年 2 月 6 日（金）
⑦ 指定にかかる組合議会への 議案上程・議決	令和 8 年 3 月中旬（予定）